

令和8年度大分県立学校体育館空調液化石油ガス（L P ガス）供給単価契約仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、大分県立学校体育館空調設備（佐伯鶴城高等学校においては普通教室用空調設備含む）において使用する液化石油ガスについて適用する。

2. 供給場所

次の11校第一体育館空調用ガスバルク

(佐伯鶴城高等学校においては普通教室用空調を含む)

学校名	住所
大分舞鶴高等学校	大分市今津留1丁目19-1
鶴崎工業高等学校	大分市大字葛木509
大分鶴崎高等学校	大分市南鶴崎3丁目5-1
杵築高等学校	杵築市大字本庄2379
中津支援学校	中津市大塚町1
中津東高等学校	中津市上如水145-3
中津南高等学校	中津市高畑2093
日田高等学校	日田市田島2丁目9-30
臼杵支援学校	臼杵市大字井村911
臼杵高等学校	臼杵市大字海添2521-1
佐伯鶴城高等学校	佐伯市城下東町7番1号

3. 主要な設備

別紙一覧表のとおり

4. 液化石油ガスの種類

(1) 納入品目 液化石油ガス（い号ガス）

(2) 仕様 納入品のL P ガスバルクへの充填及び保安管理

5. 発注予定数量

学校名	発注予定数量
大分舞鶴高等学校	6,227
鶴崎工業高等学校	3,861
大分鶴崎高等学校	3,220
杵築高等学校	3,920
中津支援学校	1,041
中津東高等学校	3,971
中津南高等学校	5,532
日田高等学校	4,154
臼杵支援学校	189
臼杵高等学校	2,686
佐伯鶴城高等学校	7,863
合計	42,664

(上記数量はあくまで契約期間中の予定であり、購入数量を保証するものではない。)

6 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

7 納品期日

発注後、各供給場所各校事務担当者の指定する日時

なお、LPガス備蓄量が上限貯蔵量の50%を下回らないよう適宜納品すること。

8 供給価格

毎月、供給場所（学校）毎に、「基本料金＋従量料金（ m^3 単価） \times 使用量＋設備料金」により算出し、各供給場所（学校）事務担当者に請求書を提出すること。

基本料金は、契約期間内に行う次の法定点検等を行う経費を含むものとする。（供給開始時点検調査、3月点検、6月点検、2年目点検、防災対策費、賠償責任保険料）

なお、設備料金は、「0円」と記載すること。※設備は県所有のため

9. 従量料金単価について

大分県契約事務規則第12条に基づく価格については、調達コストの変動や社会、経済情勢の状況をもとに、適宜、見直す場合がある。

10. 供給者の責務

(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という）ほか関係法令等を遵守すること。

併せて、供給設備・安全弁・警報器等関係設備について、法令に定める期限管理を適正に行うこと。

(2) 供給場所毎に販売業者及び保安機関（以下「販売業者等」という）を定め、一覧表を提出すること。なお、変更があった際は、速やかに変更後の一覧表等を提出すること。

(3) 緊急時において、事態把握から基本原則として30分以内に駆けつけ、保安措置を行うこと。

(4) 緊急時・災害時におけるガスの供給及び組織の確立

① 大規模災害等により学校が被災し、(2)で定める販売業者等による対応が困難になった際には、学校周辺エリアを越えた全県での対応を行うこと。

② ①の場合については、県（教育庁教育財務課）に供給施設等の被災状況を報告するとともに、県の指示に応じ、適切に対応すること。

③ 大規模災害時等の供給・保安体制を定め、体制図等を書面にて、契約締結時に提出すること。なお、自ら対応できない場合は、他の販売業者（他団体）による応援可能な体制をとること。

④ 災害時においては、大分県と一般社団法人大分県LPガス協会と締結した「災害時におけるLPガス供給等に関する協定書」に基づいた対応を行うこと。

(5) 法定点検等の実施

供給開始時点検をはじめ、契約期間中に、供給設備に対し、法令に則り、必要な法定点検を適時・適正に実施すること。併せて、消費設備について、関係法令に定める基準に適合していることを確認し、適合していない場合、保安業務などを通じて提案すること。

(6) 下記設備等について、適切な維持管理に努めること。

（屋外設備、屋内設備・器具及び調整器・燃焼器・配管等）

(7) 集中監視設備の設置

タンク内のLPガスの残量を遠隔監視するとともに、ガス漏れ等、保安情報をリアルタイム監視するため、集中監視設備を設置し、支障が発生した際は、適宜対応すること。

11 その他

- (1) 上記2の設備にLPガスの供給が可能であること。なお、各供給場所に設置されている設備は別紙のとおり。
- (2) 液石法ほか関係法令で定められた設備の点検・調査などを確実に実施し、その費用及び管理経費を基本料金に適切に反映させること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、別途、協議の上決定する。

12 疑義等

その他不明な点のうち、契約については県教育庁教育財務課、供給については各学校事務担当者の指示に従うこと。